貞丈雜記

十六上

ワ 3
6592
31

門 73
6592
巻 31

真文雜記巻之十六

神佛類之部目録

一 及問之事
一 疏銘撰書之事
一 繪馬之事
一 十字之事
一 軍神之事
一 赤の繩の事
一 神道八日本の教
一 赤てものゝ事 闕
一 巻数之事 二ヶ条
一 九字之事
一 氏神産土神
一 身固之事
一 神馬之四足付事
一 神又本地之事

昭和十九年四月五日 寄贈

一八幡大神宮
一物忌
一聖天摩利支天
一まいま坊主
一神
一輪鐘
一泰山府君
一疱瘡神
一權現と云事
一佛像の目を入る事
一夢想
一方遠
一冥加
一ホとけ
一巴を神の紋とする事
一和尚
一疫病神
一[illegible]
一指の事
一神水
一いんのこと事
一百度參る事
一得度と云事
一沖闇の事
一千度祓る事
一繪馬書法

諸結ゝ部目錄

一結結根と事
一こまの結ゝ事
一けさゝ袈ゝ事
一結ぬるむすび
一ちりつけ
一軸物ゝ細留結
一貝殼ゝ結結
一ゝゝむすび
一ひもむすび
一花むすび

一あらひ結
一かさのき

四事之部目録

一忌服之事
一中陰之事
一精進之事　二ヶ条
一首行籠之入事
一死人院号付事
一いもうと地獄

一喪服之事
一廟
一獄門之事
一他界
一拷問
一不領没収

一第物の結び

一首を酒に浸す事
一死人額に三角紙付事
一素服之事
一切服之事

雑事之部目録

一氣色之云事
一芝居之事
一遊芸者
一清徳日之事　二ヶ条
一子為子
一香奠
一節分之事
一きりかえる
一未後之出仕
一以事と云事
一非家の不幸れ
一香閨

一香合
一口伝之事
一上表之事
一子一ツ丑三ツ刻の事
一挑灯之事
一一二ノ事
一延年
一白炭之事
一徳政之事
一関東坂東
一香聞香合沙法
一成敗之事
一時刻五更之事
一貝覆の事
一ものこと之事
一南天
一炭つくる事
一田舎は古風殊る事
一夜之灯
一むすびおこす
一空焼之事
一生氣之方
一蛭蟹之事

書籍之部目録

一大双紙六品物の事
一弘安禮節
一かな草子
一秘書之事
一虎韜之巻
一犬追物秘記
一三議一統の事
一虎之巻
一書籍真偽
一藤九郎盛長記
一鎌倉年中行事
一兎のとの事

一嶋津十郎左衛門尉追物之書
一訓閲集
一書物之書入
一篇章句讀
一内典外典
一校合校讐
一注解釋抄
一寫本
一唐土之書
一奥州十二年合戦録
一布衣記
一楠七卷書
一書物之朱引
一序跋凡例
一歌書和書
一著述編輯
一書籍數卷之事
一義經記
一高忠卿書
一正史實録ニ記漏ル事

一前太平記
一室町記
一江源武鑑
一八廻日記

次上

一和漢朗詠集
一先代舊事本記
一日記之日々記

貞丈雜記巻十六

伊勢貞友
千賀春城　同
岡田光大　校

神佛類之部

一反閇（ヘイ）と云ハ神拜の時するなり陰陽師の法なり三足の反閇五足の反閇九足の反閇あり陰陽師より尊ぶべし又閇配とも書き古代貴人出行の前ハ必陰陽師をして反閇を行ハしむる由記すべし

東鑑巻廿三建保六年六月廿七日丁卯晴將軍家任

大将御之間為沙拜賀参鶴岳給畢中略先出御
南面文章博士仲章胡臣東帯上御簾信陽少允
親職束帯参東寄間候反閉陰陽權助忠尚東帯
入廊根妻戸勤御祓云々小笠原長秀記廿二日條一統ト云
人の起居動静は五条の閉配とてあるべくは中略五
字とは天武博士烈あり信のかはりとは右より二足
陽のかはりとは左より踏べし是を天武年服のあ
ると云下略我家傳東の舞旗絶ぬ伝云々
だいもの伝式こへいをもち九字の反唱へ四ぬるべし
唱を列めるは之の事

前右足九 在左足八 烈右足七 陣左足六 皆右足五 者左足四 闘右足三 兵左足二 臨右足一 右足 左足

右のごとく見えたり臨兵闘者皆陣烈在前と云九字の
反を唱あるべし左右の足を踏を運ぶべきなり前の足を
絶ず足をする天武博士烈も此五字を唱（ケ足を）
あり九字の反閉七字の反閉五字の反閉あるべし云事
はとて陰陽師の初めて東北巽五十一弘長元年
十二月廿四日庚午天晴入夜雨降今日評定衆等参
相州亭沙弥蓮阿西方遠等多有其沙汰召陰陽師
等被尋問異見中略晴義申云当閉塞八角方

在其禪とく按ずるに古書ハ文字を掛くるを記せる事あり
されバ用坏も反用も同事なるべきの用坏ハ産と云ハ
悪き方角と云ふを悪き方角をたて破る呪禁（マジナヒ）
の方術をなすを反用をなすと云ふべきこゝ將軍家
なる出行の前ハ必反用を行ふ事ハ悪き方角をたて
破る呪禁なるべきなり
あゞ抱と云ハ是も陰陽師ハ祈禱を勤む時陰陽師
の方より紙を人形を作りて与へ身をあゞく
陰陽師の才人送ればこの人形を以て祈禱をなす
相模の川に流せ人深氏物語にとり水の事

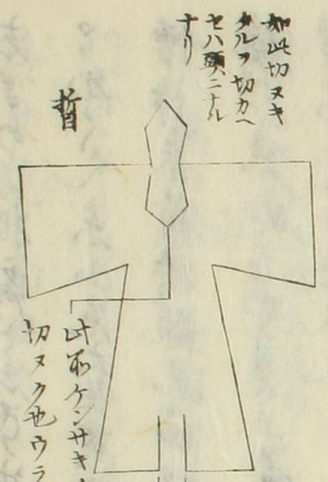

人のかゝ者ろ者ろ人形を身をなでて悪しき穢のあて物
をなすと云ふ歌ありかゝ者ろと云ふ人形の事なり又小祓の事を
あゞ抱と云ふなり是も形代の時きれる小祓を人
形の代なるあゞものふ事なり是のふ祓をあゞ抱と云ふ
うつし者のふ祓の是ハ命の形ふひ抱ふあやまりなり

かゝ者ろの事

ひふ形といふ也紙二枚
を重ねて二つなる形を上
にして此きるなり大ふ之

一 ちよまい抜書と云て法華経書写とて何ものもちいし疏銘
ゝかくゝ東山左大臣実熙公の名目抄云毎年誕生日維那
僧持参祈禱疏之疏銘遺之云々疏とハ法祈
禱の意趣をかきたる書なり疏とハ書なり疏とハ
姓名を書也云々
一 人ゝ[illegible]ぬとハ書数と云ハ是も祈禱の札なとハ奉轉
讀大般若六百巻又ハ薬師千巻陀羅尼又ハ中臣祓ハ産
ぬゝ其ゝ[illegible]たる種々の数を書く故書数と云ハ
梅のもゝ又ハ榊の枝ゝゝ付て進上するなり
一 巻数（クハンジュ）の事 上皇ハ[illegible]ハ紀もめく紙の数を書くゝ

四ハ[illegible]祈禱の趣を書くゝ又室町殿の阿ハ法華堂法
ゝの書数を将軍家ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ旧記を見て
知るべゝそれゝも書ハ書数をひゝきて[illegible]
ゝ源平盛衰記廿七の巻（実源太元法の条）云安祥寺ハ実源
阿闍梨朝敵追討の仰蒙て太元法行て出書数進
上を[illegible]披見ある変ハ書平家滅亡の由注進あり云々又
同書廿八巻（源氏追討使ノ条）云白洋衣ハ立烏帽子[illegible]老翁
六人梅の楮（ズハク）ハ書数ハ[illegible]名持て六人の大将軍ハ[illegible]
門出ハ[illegible]を脇ハ挟て[illegible]名巻数を持て後
[illegible]ハ[illegible]面白き

第一　維盛卿（コレモリ）　堯雨斜灑　平家平國
　　頓阿俄流　源子失源

第二　通盛（ミチモリ）卿　平家庭上　立不老門
　　源氏蓬苑　放毒箭鏑

巖嶋明神ヨリ　越前三位殿と書こう

巖嶋明神ヨリ　權亮三位中將殿と書こう

寒々數の文字のめしは外四人の書數今書こう平家は立不老門
神前の繪馬を賜るは法式あるべき云人もこう法式はあるべき
もこう將軍家あるべは法式あ將軍家大名あるべは神馬を
献ぜらるべこと神馬を献ぜらるのあるべぬ人は神馬の代りに

太平記巻二十九
將軍上洛の条に
されば天武天皇
熱田社の御幸の向
扇を変扇のはき
ら絵する阿保
秋山ら河原軍

一

神馬の形を張はあるべ紙をあるべ紙を張馬とこと是畧儀也
あるべ言こと法式あるべこと武あるべこと武あるべ神馬は雌雄あるべ書分る
こと書きあるべ張馬は雌雄あるべ書分る
を付る右めこのかこと右ひ髪尾のあるべ右ひ此二ヶ所
付拵来て紀
こと右を付こと風呂敷はこと絵馬こと神を
右ぐ爲きこう後はは神馬の形を張こと
獣人形を外拵この絵を右ぐはあやまりこ

一

九字こと書こと作兵闘者皆陣列在前と唱ふこと
卅　此こと紙を字書こと字を九字を切こと
一字こと一ツ宛下相あり九字を切こと　劔印こと印を結

とてかすぬ人
もあるこれを
名れば太平記の
ひとり繪馬の
代りに人形あ
をもちは紙
しるあるこ

○本朝文粹十三大
江匡衡北野天
神に供御幣并
種々物奈文百疋
二百枚幣上紙百
帖色紙繪馬三
疋トアリ

真言宗ハ人ノ為ニ九字ヲ行ヒ人ヲ
ヲ行ヒ人ヲ
ヲ行ヒ人ヲ
ヲ行ヒ人ヲ
ヲ行ヒ人ヲ

て九字を切る人皆真言宗の習ふ人宗門家の出
家より傳を受けざれば用ふべからずと云ふ此九字ハ
道家の法と道家といふ仙術と仙人の方を行ふ名
なり祈禱あるもすべて道家の書を抱朴子といふ
書なり云ふ出ル九字ハ陰陽兵闘者皆陣列在前行
と行ふ是ハ云ふ家ハ傳り用ゆる所べし武家ハ九字
を用ゆる所ハ紀之又云陰陽師ハ道家の方と

一 十字（ジウジ）と云ふ道家の法所べしこの中ハ指の先ハ人字
を書て指りてゆけばとさいひを除きさいひをとり云

天 大名高位ノ人ニ向フ時此字ヲ書ク

龍 海川舟橋ヲ渡ル時書之

虎 黄野原深山ニ向フ時書之

王 弓箭兵杖

軍陣山賊夜行ノ時用之

命 心モトナキ食物ニ向フ時書之又唖ノ字ヲモ書

勝 市町賣買諸勝負ノ時書之

是 疫人之家ニ入時用之

鬼 魔所ヘ行時用之

水 身不浄ノ気ヲハラフ時書之

大 方悦言喜ノ時書之

右十字秘事也とて人ごとに傳えずと云ふ是も真言宗の
出家の習事也出家より傳を受ざれば用ひずと云ふ
出家より傳を受ざれば何の志すも用ひ云ふ

氏神（ウジカミ）と産土神（ウブスナカミ）

ハ人と生まれたる土地の故の神ハ氏の元祖神
藤原氏ハ天児屋根命（アマノコヤネノミコト）平氏ハ桓武天皇を氏神とする
橘氏ハ敏達天皇を氏神とす源氏ハ清和源氏ハ清和天
皇嵯峨源氏ハ嵯峨天皇村上源氏ハ村上天皇を氏神とす

新撰姓氏録云竹田川邊連火明命五世之後也仁徳天皇御世大和國十市郡荊坂川之辺有竹田神社因以為氏同居住馬緑竹天之義供御著竹因敏賜竹田川辺連

続日本紀云寶亀七年秋七月乙丑内大臣従二位藤原朝臣良継病ス叙其氏神鹿嶋社正三位香取神正四位上

武甕槌命又一名経津主命是鹿嶋大明神也軍神也神代ノ大将軍也

亀也又八幡を源氏の氏神といふなり八幡ハ軍神ノ八幡をあがめ貴むは源氏のみに限るべからず

一軍神のまハ軍用記ハ古今又世俗ハ九万八千の軍神と云ひあつかハせども古典ハ九万八千の軍神と云ハ知ラぬ也上古の書ハ皆ものあきらかなり

一軍神の三神と云ハ一説ハ八幡大神神功皇后武内宿禰又一説ニハ神功皇后ヲ除テ道臣命トアリ又一説ハ鹿利支天大黒天毘沙天を云説也ども軍神ハ三神のみに限ラざるべし

一法ノ牙固と云ハ法牙の堅固なるを称ス法陽所の守るべき古将軍家の法牙固ハ賀茂安倍の両家ノ法也

一舊記を見るに河臨祭の事祝俊の歌ハ古形ス

一古め縄の事口伝ハ左縄ハ右縄ハ三のもとをもつて三筋ハ五筋さげ又ハ三五七筋下げ又ハ三を重ね五筋さげ又ハ三五七三五七とさがる事あり縄の末端をハ切ものあり或ハ長ク垂ル事あり

ハず垂る姿ハ七五三のもとをもつて紙ハ紙を切目を入れ中を取て上へ折り上ればめ式あり紙二枚重ねて切ハ細き紙四ツ切ハ神馬ハ右縄

去サ四寸七五三の百の寸法下げ不の教示法式等〻

一神馬は高天の御所の事おかひ数の中と左右合て三分
おかひ額髪のこと　高ゆこの髪の尾のあまおかひは七分
尾のあまおかひと尾のつけねの毛〻右のめく七五三の数を数まへ三俵一統はおかひ
髪は七分右ゆこの髪は五分尾のあまおかひは三分数やうたり

一神社はよりて神馬毛色忌嫌の事馬の新は記也

一神道は日本の教也元祖は天照太神〻儒道は唐土の教
也元祖は孔子〻仏法は天竺国の教也元祖は釈迦也
儒道は應神天皇の時百濟国より傳る仏法は欽明天皇
の時百濟国より傳る　百濟国は七の朝鮮国の内〻仏法は神の忌〻弱法

あり加之時神のとゞめ也天下に疫癘を祭りこゝ日本記也

一神は本地と云事あり天照太神の本地は阿弥陀如来〻八幡
宮の本地は観音〻なり〻云事〻元来仏は仏日本の神は神
別〻なる事〻強事也弘法大師信教大師両人の僧和
尚と云事を作り出て日本の神は本は仏〻といひて仏
法を崇き拝る行り様〻たる物〻うやうの事は釈迦ゆへ〻を
うす縁久事あきる事あれども時代の世の人おろかなる
たぶらかさを始めし事今は事を疑信〻を迷
ふ人多〻

一八幡大神宮を八幡大菩薩と菩薩号をおくり奉

十六代應神天皇ノ御代ニハイマダ佛法渡ラズ三十代欽明天皇御時ニ始テ佛法渡リ来テ三十代敏達天皇ノ御時ニ又渡リ来テ盛ニ行ハレシ也應神天皇ハ佛法ヲ知リ玉ハズシテ菩薩号ヲ好ミ玉フベキイハレナシ

上古ノ時ハ実ニ神ノ託宣モ有シ也末ノ代ニハ偽多シ

ハ桓武天皇御代ニ勝尾寺の開成と云僧ハ託宣ありまうして菩薩号をまうさるる田ヤ僧くれども宛宣ハ開成の偽なるまうし弘法大師僧教あどのもの菩薩号をまうさるるまうしあるべしハ幡ハ應神天皇ニ菩薩号送り給ひしハ偽なるべうしと

一 惣じて昔物語の夢想といふ物皆偽なるべし我ら思按也と云ハ人信仰せぬ故歟と名付て併不にかぶけたるに託宣あるも又同じ様なれども軍の謀の為ハ義也と名付託宣といひなして方々諸士の気をもげます敵の策をくぢくるだてハ用ゐるなり

物忌トハ迦毘羅衛国ノ桃林ニ住ム鬼神ノ名也此鬼神ノ辺リヘハ悪鬼ヨラズ依テ物忌ト書也拾芥抄河海抄ホノ説也

一 物忌（モノイミ）と云事ハ夢見悪きに又ハ何ぞ怪き事ありて気ふるるなる時陰陽師に占ふに長ハ大事の為也幾日ぞ籠つて慎へと云時ハ日数他所なるゆゑに家内に引こもり居て人なる逢ふに僧ことに逢ふ

ゆゑに籠ハ柳の木を三ツ計りに削りて物忌と書付て糸を付て志のびて云草の人きるに用ひ付て冠にさし篭（スタレ）まうさるる白き紙を小く裁て名を書てゆゑ志のび第の一名をことゆゑ草とする云加用ゆるあるべし

順徳院ノ御記也禁秘抄ハ云法勝寺ハ時政ニ不出御他殿舎中法ハ於簾中ハ云云又云山極造

簡 三分斗 指御冠纓御放本鳥時分御袖書紙白紙と見
えたり是は禁中の御物忌なりと云東鑑巻六云物
忌字注札分陰陽家云云

一 方遠(カタヽカ)と云たとへば明日東の方へ行うんとおもふに東の
方に年の金神まゝ御ル故又は陰所まゝ天一神太白神
あるまゝ御ゐる方へ行ハ凶しと云時ハ前日の宵(ヨヒ)に
出て人の家へ行て一夜とまりて明日行所まで行けば方
角(アヒ)ハ一かゝり物忌なる方へ行こと方角を引たがへて
行くを方遠と云こと おいまひまを
一 悉曇(シツタン)と云ハ梵字(ホンジ)のもじ梵字ハ天竺國のもじ

一 聖天摩利支(シヤウテンマリシヒン)天大黒天毎月天多門天などの影をバ天
部(ブ)と云不動明王愛染明王(アイセン)烏蒭沙摩(ウソサマ)明王などの
類をバ明王部と云何れも佛出るあり天竺の神なり
日本の神ハあるを知ぬ人ハ日本の神と思ふ
記し動くあり

一 冥加(ミヤウガ)とハ冥の字ハくらしとよむ冥こと神佛のめぐみの
我身ハかゝるを先の元なぬ冥き事より事なり
めぐ有る冥加と云こと冥恵冥感などの冥も同じ

一 旗幕 其外軍器ハ佛神の名号梵字あるを書き
加持あるを用る武具の新ハ有るべき也

一まいを坊主山伏陰陽師神子祈宣あぐいろくの僧
〻悪人をたぶらかす金銀をとる工をする是我
はとのかいとゝ云もとのかいとハ法度の害ゝ正道なる
る我ゝ人をたぶらかす天下の法度の害ゝ成
一仏をおとけゝ云る或説ハ仏法祝て日本へ渡りし時
外国の法を作仏をもるを日本の神にくゝたゝり疫
疫病(ヤクビヤウ)もありて法人(ホツキ)嫡家(チヤクケ)ゝ有りゝ云ける
を思りゝ有ゝ云又一説ハ仏法をま
あぐ人ハ道ゝの心なかりけるゝ云ける
者ゝ説ゝに悪ゝ仏をが天竺国ゝ渡ゝ浮屠(フト)と云

又仏陀(フタ)とも云ゝ浮屠(フト)家(ケ)又仏陀(フタ)家(ケ)と云ゝ
けゝ云てゝ不正音通ずるゝ大ゝ正音通ずるゝ
ハヒフヘホ同し音ゝ
タチツテト同し音ゝ家の字ハ儒家陰陽家神道なぐ
ゝ

一神をゝゝと云ハ上ゝ考べき物ゝ有ゝ故上ゝかゝ
ゝ名ゝかみゝゝ

一巴(トモヘ)を神の法紋とする所ゝ神書ゝハ元来僧の多く
ハゝ人の定紋ゝ云ゝ後世ゝ云ゝ禁裏
より伊勢太神宮へ納ゝ鞆(トモ)と云ものハ弓射る時
形ハ巴のゝ巴を絵ゝ鞆(トモエ)絵ゝ云ゝ
の結ぶ物ゝ

巴ノ字ハ巴蛇ト云ヘヒノ形ヲ似ヒテ作リ名字ニテ巴ハヘヒノ名ゝ巴ノ字ノ形是ニ似タル故日本ニテトモエノ字ニ用タル十リ

トモエハ鞆絵ノ事ハ武具ノ部ニシルス

右の如く此神宮の鞆は石ごの巴ハ伊勢太神宮の巴紋と心得てそれなるべしそれ故に諸神の巴紋は定め用ひ難し又巴ハ三輪明神の巴紋なりと云説も有り是又俗の説なり神書ハ三輪の明神の袴はおさ者に計を付て其を結び結ぶ糸の三ツ巴ツ結ぶ〳〵云相伝なり

是を三ツ巴ツ結ぶ形なるべし

一輪鐘（リンボウ）を 梅津を剣の鞘を八方へ出す中は梅を入る方梅鉢と云 神の役と云事是又神書よ無き俗の為〳〵山伏の不動袈裟よりまんだらを金物を付る歟神の紋といふ説一向神道よりおきるし

一和尚の二字を道（聖道とハ天台宗実言宗の事）まんだらクハシャウとまむし

禅宗ハオシヤウとよむし

一東堂西堂の事役名の新陰涼軒の条ハ記

山姫（タヤマヒメ）の事ごうけの事 裝束の部ハ記

一泰山府君（タイサンフクン）ハ陰陽所の方ハ祭る神し 日本ノ神ニハアラズ

一疫病神（ヤクビヤウガミ）といふ物神道の書ハ見え不書 疫病ハ寒温あるべし 夏涼しく秋暑く寒温ある故ハ不相応の業あるべし 其人の病むべし 神のあを口ぎまハあるべし 熱強ければ正気をうしなひて死の形も目に見えたまことをあぐを云を神のあす口ぎと思ふる甚非あり

一疱瘡神と云物も神道の書よい色と見も熟はおうきれ
正記をみぐ〳〵て色この物の形を見色この事を口むく〳〵る
物〳〵神のふすワぐうとおもひ事ハ疱瘡神と云神
あきるを知〳〵ずかまて疱瘡神を祭る人あり祭
れども其祭りを請る神ハあ〳〵て祭の産ハ室内ある
ゆへ室位を幸として野狐来りて宮祭を受け
疱瘡起るべき前ハ色この形をむげ来りて子ふ児
又ハ父母の目ハ見ゆる事あり疱瘡をやむ事も
いろ〳〵あやまきあるをいませて色と食物ぐそを好こ
ぐ〳〵あひたゝれハ小児をころ〳〵ぐ生ず

狐ハ性ぐとき物
人をうやまハるゝ事
をとりらぶく依て
疱瘡狐ありて
祭をうるゝ必
疱瘡神を祭り
るあるれ疱瘡
人熱うて正業乱
るる狐ゆゝる事
あり疱瘡ゆゆ
人あぐ事を元
て陰をもあし狐
を去しむべ〳〵

所ゝ元ず陰を
あぐすべし狐
ゆゝれてちうぐ
る事〳〵狐ゆゝ
疱瘡あるきく

年ゆり皆狐の見こ加て疱瘡神多事ある事
ゆゝ人ハ母の胎内ゆ産ハ胎内の熱強〳〵胎熱を
胎毒と云ふ胎毒ハ産ゆ〳〵る子ハ疱瘡重〳〵胎毒を
強〳〵受る子の疱瘡ハ軽〳〵重きと軽きハ胎内ゆて
受ゆて生る事ハ出生の後ゆ神を祭りまぐ事ひ
あぐしても益ふきすく

一うぶゆ云ハ人〳〵の生れたる生涯の産ゆの神を
いゝ祝れゆ是ハうぶゆ事の神といふへ〳〵神の事を陰
て云べき事〳〵生ゆけハうぶすゆ云ハ人〳〵の産れ
なる生涯の事〳〵日本記巻廿二推古天皇三十二年十

月の紀ニ大臣遣阿曇連(アヅミノムラジ)鋼(ノベノオンマロ)阿倍臣摩侶(アベノオミマロ)二臣令奏(フタリノヨシヲ)
天皇曰葛城縣(カツラキノアガタ)者元臣之本居(モトヤツガレガウフスナナリ)也故因其縣(ナスカノアガタ)為姓名(ヲウジナ)と
ありて本居の二字うぶ毛なと古ようなる仮りて本居ハ
もとのをうとところすなわち意を云うぶい意なる
ハ土(スナ)ハ移れバ本居神と神の字をそえていとべーうぶ
ものとなりまたハ神の字ようあるべし

一 權現(ゴンゲン)と云ハ佛菩薩なる神道ハ云ふ權現と云
てかまなハ佛もまたまもむく佛菩薩の教の衆生
濟出の方便のためなる身を変じて出世ようあり
ハ化身と云ふ名之衆生とハ世界の多くの人々云濟出とハ人を也
ようて方便とハ悪をのてぐそく皆佛法の初ようと

一 神を拜(ヲガ)むよ手をうつるなる毛日本神代の礼之手をうつと
いふ字ハ拍手の二字之日本紀持統天皇の紀ニ即天皇
公卿百寮羅列再拜而拍手焉云と拍手の二字ハのぬく
日本紀ニハテヲウツと読来れり上古よりしてカシハデと
いひ習ハせり手をうつ時の手の形かしの葉の形ち
似ようなるもの也と名付る也又膳部をうまてと
いふなる者之又ハ開手と云ふあり神を拜む礼
也儀式ニ云大嘗祭展日献物拍手四段別八度所謂八
開手也云々四段ハ四度裏ようて大嘗會の時祭の時展の
日の古祭ニ神膳を献ぜ奉ハ四度かしハ手をうつ

也一段と云ハゆを八つゝゝを云是を八開手とゝゝ二條亞
相記ハ柏手を刑ゝてかもてうゝと云ゝゝ武人の云
膳を刑ゝてかもてゝと云ハ古ハ柏葉を用て飲食を盛
るゝかもてと名付て君ゝを柏(カシワ)て膳を召ゝ臣ゝ
を拍でこれを献るゝかもてゝと云(貞丈按かもて膳とハ別のゝもかもてゝ)
ゝと云ハゆをうゝ追考上古の夢ハ柏手と何る柏の字を木
亀ん の柏の字と似ゝる故うもてと云ハ遠ゝるゝ後ハ
ハ夢ゝ云ハ廣めてかもてと云傳へて又柏葉ゝどの
ゝを附給ゝたるゝゝ中古以来ゝのゝとゝう
膳部のかもてといハ別のゝ

一佛像(フツゾウ)の眼ハ玉を入ゝゝ奥州の基衡毛越寺の金堂を
修造ゝ丈六の薬師四十二神将の像を雲夢ハ作
らせゝ時ゝ暗ゝと東鑑巻九ゝ元ゝ
一神水(シンスイ)をのむと云ゝ神前ゝ水をそゝぶへて云ゝを飲
誓言をたてゝゝゝ
一起請文の事夢札の新ゝゝゝ
一小兒を抱て表中俗形ゝゝ紅脂(ベニ)を以て小兒の額
ゝ犬と云字を書ゝ是をいんのことゝ云ゝゝゝ
ゝ札ゝ魔除ゝゝゝ狐狸新小兒をおびやかゝゝ
と云神道新張名目抄と云山州祇園社頼(アカウチ)以小兒

額ニ犬ノ字ヲ加ス是ヲインノコトヽ云祇園社守也一社ノ秘訣ノ
義アリ○小児の額ヽ犬の字を書そ古代より多〻
也年山ヨリ岡ヽ云大府記時房ヽ日記康和五年八月廿七日ニ云ク
東宮遷御高松第戊尅御出宗通卿御額奉書犬字
先日女房奉仕為房卿子息顕隆ヽ日記ニ戊尅行啓
依一の寺書阿也新古人事以寺為御使被申院為章物
ぜるヽ犬の字を書くあを阿也新古人とのくとゝひゝんの〻
為章ハ水戸黄門光国卿ノ時招カレテ彰考館水戸家ノ客儒ヽ年山ト号ス
丹波国千年山ニ住シ人也年山ヨリ岡以人ノ記也以外著述ノ書多シ和漢ノ学者十リ
一清麗(ミクチ)の寺南朝記傳云正長元年春正月将軍不例日
を徳ておもり犬のえをくあきまより法ゑ智を法護ある

べきの評定まち〻〻ヽ或ハ連枝の中の僧を還俗して家
を継ぎの或ハ孫衆の持氏世を治ん策量その人はあヽ
れり是見何れをいきかゝきまより徳を神ゑ〻
まの在んとて畠山満家石清水ヽ詣て法圓をもう
ケヽ青蓮院義圓大僧正将軍日服法冠ヽ舎才の為り
ヽ○康富記云永享十年八月十五日今院ヽ方
様法下向八幡中略扈從殿上人兼日死者井中納言
雅世ヽ少將雅親法忠用意ヽ処軽服ヽ出来但軽
服人不被憚之例在之旧徳度重服人当以被冬之
例左ヽ間一の為何様武兼日法沙法而後可為神

意之由之仰出中山相公被参石清水被取沙汰之処
軽服可被停之由見沙汰了
一百度参平戸記延應二年二月十一日於夜景蜜之参詣
園依恒例之勤家人数有百度諸事又来臨文治五年
八月十日今日於豫参沙汰之所以沙汰所中女房数輩
有鶴岳百度参是奥州追罰沙汰祈禱之と見えたり
百度参といふもの久しきなり
一千度参来臨治承四年八月十六日永江藏人頼隆
勤二千度沙汰又延應二年六月十八日参真朝臣今
日三ヶ日於江嶋可勤修千度沙汰之旨被仰付又

百練抄建永元年十二月二日今日於院沙汰所可有千
度沙汰依上皇沙汰目不絶と見えたり此本の文を以
考れば千度の沙汰といふもの久しきなり
一得度（トクド）といふもの多くは出家なるべし文明十
七年殿中日記云六月十五日東山殿沙汰得度於
二会院沙汰得度は年五十一沙法名道芳沙道号
喜山周山正覚国師沙拝塔仍南院在此儀云
一絵馬（エマ）書様の事異本伊豆国千鹿（ヒ）の神を生（ウ）
馬（マ）の神と書し必絵馬を可掛此馬をば猪より引
すべし絵馬の書様

奉掛

生馬神御寶前　馬（様引也）

年号月日　敬白

諸結之部

さまざまの結のむすびやうハ色結記ニ委敷書之

一すべて笈の結結様ニ拘ありて結び様定りたる法式何ハ拘ふ今世皆ふハやふうにて更ニ定法ハあるき事之古への笈の結ハ笈を外面き箱あるハ皆片方ニ結を付て片一方の人ニ結の先を通して其上ニて力さの上ニて力さ口ふ結ん方ニ結付ふる笈ハ多くハ方ニ結ハ方ニ結ハふうむすびまたハ結ハふうむすびまたハ結ハふうあるハ結ありさうあるハ結

ゑうぶなる結ぶるとも能はずとも第八
大事の物をへ畳くゝ物ゝれば封結ぶるもの
むすびすゝるをハ結物ゝ物ゝたゝきゝ
かゝゝ又人むすびせぬ者多ゝ遠ゝ人
人のまをなるゝ物ゝ

一軸物の紐留物も別ゝ法ゝ三重すきて端を
折て折めを三重めの紐ゝ下より上へもきこ畳
かけ結ゝ三幅對紐の留物ゝ中を
物ゝ留物あるゝ物ゝ世ゝ
いゝ〳〵のかけ張ゝ外題ゝ張の物ゝ

巻ゝの名ゝ中まで書ゝ物ゝ紐の結物
ゝ〳〵ゝ物ゝ只ゝ紐ゝ三重ゝ五重ゝ
きて紐の端を折てもきこ畳べゝ

一旧記ゝこまのむすびみこまむすびゝ云ハむすび
の事ゝ又ゝんがうむすびゝ云ハ袋口ゝ云ゝ
方ゝ口ゝ袋ゝ巻ゝ袋の結ゝゝゝんゝ結
びゝ云ハ口ゝ物ゝ二ゝ合て四ゝ口ゝ成ゝて
ゝんがうの羽のごゝくゝ成ゝ口ゝ云ハゝゝ口ゝ
ゝのうひつゝきに結ぶゝ又ゝいゝらゝいゝまま
むすびのゝ〳〵又男結ゝいゝハ姫ゝらいゝゝ

所の結び指しおふごむすびと云ハ男むすびを
先まゝ結ましてむすびをとゝ云みかめ〳〵ゝ
ゝもさげたるさきもうのゝびをもつけとも
かけむすびとも云ハ結を二重通〳〵て弦の両端を
初め四つたる結のゝ下を通〳〵て引出すを云鷹の者
よ山結かるよ頭と両羽を一つよ云て鳥のごとく
結をかるるよ外よも用るよ多き結び指し
又むすむすびハ初まむすびして其の弦のあま
りをもとむすびさる結めの通りゝくらせく結ひ
の二筋てふうふ指よるゝ又みかゝゝむすびハ表ハ

口といふ字のめく裏ハ十の字よある故叶結といふ
又あげまきハ中ハ口といふ字のめく四角よあり
上とあ方よりふ出て結の端ハ二筋下へさゞのるあり
あげまきの一名をもとんぶう結とも云又あひ
結ハ蓼の葉を二つかさ事る指よ水る結ひゝ
あひ結をあるちむすびといふ人ありなやまりゝ
きべて結のむすびやうハ多〳〵包結記よ云る
し亥ゝ あひ結をあるひ結とも云古書ハ多く
なるひむすびと記しこう結る未ハ記事
一今世百よ具桶の結ハ鬼結と云むすび指
と云人あり 鬼むすびと云事古伝よあり具桶

の結ひ方は中も包結記すべき事

一はさみ笠の結の結ひ方とて法式ハあるべきなり笠ハいすゝあき物に係て法式あり狭笠のまハ調度の部すべき事

一もべて結のむすびひも物の包結ひ形あるハ包結記は記事

一うさぎかゝらゝのゝびと云結の結ひ響の部記事

一かめゝてしと云ハ瓶の口おゝひしてゝて結ある事

瓶結（カメグリ）と云ハ結ひいろくの名あり既はあるを記事

一こゝるむすびと云ハむすびめのかさなりたるゞこゝかと

いゝ貝の形は似る事に成むすびといふハあやまりなり

とつれ〳〵笠はえうう蟯の字こゝろとよむ（スルカトモヨム）

一諸鈎（モロカギ）はむすび片鈎（カタカギ）は結ふと云事あり法鈎と云事

ゝゝろ〳〵ふこゝあ口ふの事ゝ片鈎とハかゝ〳〵ふの事ゝ

一ゝもむすびのこと〳〵むすびと云事用記はありひも

とハ素襖（スハウ）のひゝれあゝの胸紐（ムナヒモ）の事ゝ也あゝ打（ヒタ）

垂（タレ）ゝのむふひもハかゝろ〳〵ふまむすび有結ふ事

はむすびゝをひもむすびのめくといふこゝ

一ゝゝ〳〵つけはむすびとハかめぐしは結ぶをゝ

弓馬故実幕の歩板の条は折紙の上すべ

盛衰記巻卅九
こ婦女房ト申ハ
改少納言信西ノ
孫桜町中納言
成範ノ娘中納言
ノ局トソ申ケル
今年廿二ニ成
タマウ琵琶ノ上
手ニテ繪カキ花
ムスヒ歌ヨミ手
イツクシク書タ
マウ云〻

アハビムスヒ

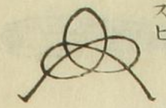

ちゝ付よ結びてとあり是ハ胃の笠ちゝ瑄
の袖ちゝを結付るむすびやうあれば〻
女の藝の内よ絵のき花むすびと云ものあり古き
草紙ゆ語あるに見えたり絵書ハ絵をかくるを
花結とハ花の結をあげまきあハび結を外色〻
指〻花やうの結びかたを習ひ覚へたるをいふ
是も一の藝なり
あらび結と云ハあらび結とも云結形のなを九く
細きくて蚫貝よ似たるを是ハ蜂結びの形よ対
していふなるべし清少納言枕草子あまめのうきものゝ歌

一うすこゝりあハはむすべ〻ひもあれがさす日うけふ
ゆるふぞうぞといふ意ちゝあそるむすべるといあハび
むすびの事を云へ結あるを云ハ非〻

一箱の結あどを結ふよ順逆あり順を用べし逆ハ忘〻

順

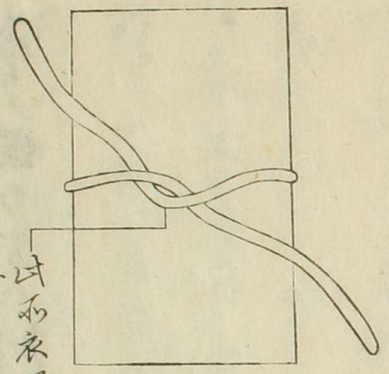

此所衣服の前を
合せることゝ

逆

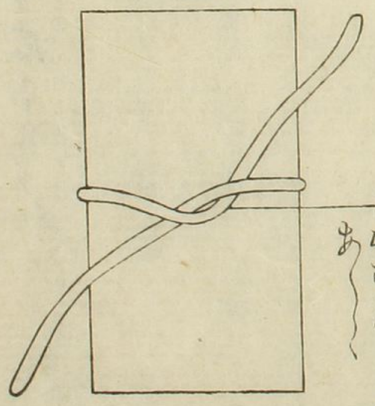

此所左ちゝまるあ〻

一かさかさに（かたちの事）結をむすぶハ左の方ハ我が左り端の方ハ（かさの方を云）我が右まゝ如うに結べし

凶事之部

一忌服（キブク）と云事 忌ハ人の死るけがれを神事ニ忌慎る心 服ハ衣服の服すなわち人死し人死の時ハ衣服をかゆるこの名喪服とそうまた人の時ハ衣服をかゆるその色ハうすき墨色とそねずみ色の布の衣服を用ゆる常ニ用まゝき色ハ服の日数終りてかの衣服をぬぎ去るを除服（ジョフク）といふ喪位ある人ハ服の内ハ解官（ゲクワン）とて官を去るを服解（フクゲ）と云 服終て又元の官まゝを復位と云これハ

喪服ヲ素服ト云ホニシルス

忌トハ神事ニ死穢ヲ忌ムヲ云也古代ハ忌服ト並ヘ云フコナシ服者ハ服ノアル限リハ神事ニ憚ルユヘ別ニ忌ト云事ハナキ也古代ハ服假ト云テ天子ヨリ假ヲ玉ハル也假ハ暇也葬送其外凶事ニ付テ用事アルユヘイトマヲ玉ハルナリ

服ノ日数ノ事ハ喪葬令ニアリ
假ノ日数ハ假寧令ニアリ 服者ハ服ヲキナカラ奉公ヲハ勤ルナリ

服解は作ずる細ありて一旦官を去て又元の官はあるをバもとべて復任と云

一人死たる時かゝ引こあり喪服を著して居るを喪と云ふ時 朦中(モウチウ)と云ハ喪中と云事をあやまりて朦中と書く 朦朧(モウラウ)とつゞく字也月のおぼろあるをいふ凶事は用ゐ字はあらず喪の字を朦気あゞく云人ハ弥あやまりとされ共今ハ世のあらハしは陰べし

一中陰(チウイン)と云ハ人死て七〳〵四十九日の日を云中有(チウウ)とも云 四十九日の日ハ死たる人極楽へも切ず地獄へも行ず〳〵てまよひあり人にすゝ法ゐを〳〵て極楽へおもむく指はる事こゝを見ハ出家方の説あり 地獄極楽の事ふゝハ方便の説なり 仮は設たる仮あり

一廟(ベウ)とゝふハ今俗は云法屋(オタマヤ)こゝ時先祖の廟もあきぬき人墓(カマウデ)詣る事を廟参と云人あるあり心墓参り墓詣あゞく云〳〵廟あらハ廟参と云べし

一精進(シヤウジン)の事智度論は 併書あり 云有二精進一三身精進為小二三心精進為大仏説意業故云〳〵精ハこゝラゲとよむ米をシラゲ〳〵るめく身を清むるを云進ハスヽムとよむ心は悟こゝを求るとゝ〳〵て亡者を勤る事

のこにいを進ぜて急ぐざるを云あり

一又云精進と云ハ志うけ生くむとすることく身を きよめ心つくしてて書佛事に進て急ぐざるを云

一多獣魚肉あどハ ふすくさくさのうハしきあり 故不用こいさぎよき食物を用るハつくしこと

一精進ハつくしこの事 膾(ナマグサ)を食されバ亡者の 為ものハ心ハ遠こ不幸の時の方の つくしこと口ハ腥(ナマグサ)うぬあを食ぎるハ惜の一ツ 也諸事をつくしむ故食物をも惜むこ

一こもひ状の状と云 書きあり書札の新ハ為す

一香典(カウテン)又香奠と書く事書札こ新ハ為す

一獄門(ゴクモン)と云ハ牢屋(ラウヤ)の門の事こ罪人の首を切て 木の上ようけるをバ梟首(キヤウシュ)と云こ今時の人梟首 の字を獄門と云こ事ハ首を切て牢屋の門 ゆふかけるこ為べし

一軍陣の時首を切て行器(ホカイ)ハ 為義の子ども首切て行器ハ今事見へう 首桶の代ハ用ゐこ

一他界(タカイ)と云ハ他界へ行き去る心こ考ハ公方家乃 法死去ハ張りて法他界と云ハ行れとも古ハ平

人乃死去を他界といひ〳〵東鑑巻十二云雑色成沢者有二多年之功仍法家色映然与法家人無勝劣一而去甚以他界云〳〵又同巻十五云稲毛三郎重成妻於武蔵國他界云〳〵は外平人の死去を皆他界と記す云 他界とハ世界を去りて他の世界へ行〳〵事なり

一 死〳〵る人は院号寺号ホを付る事たとへば法性寺成恩寺なと云又等持院慈照院なと云事なり何れも生人の存生の時建立〳〵置る菩提所の名に皆是大禄をとり高位高官の人のする事に後世なれハ菩提所をも建立せ〳〵院号を付る事なり然共無ハ賤き者も出家は金をもつて院号を付る事なり

一 科人(トガニン)を拷問(ガウモン)もと云ハ拷木といふ物なりせて罪を問ふ物なり拷問と云ハ罪人を拷木の物なりもむる作法殊外〳〵きつ〳〵業好が徒然草に云〳〵拷木なりとハ木は者ぐり付る物なり

一 いもあと云ハ精進の事〳〵精進の二字をいもあとよむ

光大日齋食と書ていもひとよむと日本紀よいもひとよりあり万葉集ニ書宮をいもひのこゝや齋庭いもひにてとよめり日本紀ニハ内にてとよめり

又精進を云ゝ何れも古書ニ見えず

一 而領（ショリヤウ）を没収せると云ハ知行所を持る者罪科有ル依て之知行所を上へ取上げ有るを収と云ふ同じ様に知行所を召儀へ云収めらるゝ

敵の首を取て遠国ニ送るハ酒ヨひすゝくを礼ぬ為ニ朱盃ニ云ハ云泰衡使者新田冠者高平持参豫州首於腰越浦（中略）件首納黒漆櫃浸義酒云々（是伊豫守義経ノ首ヲ奥州ヨリ送ル也）又太平記巻三十三（新田左兵衛佐義興自害ノ条）云兵衛佐義自害討死の首十三求め出し酒ヨ

侵ニ江戸遠江守同下野ニ竹沢右京亮五百余騎

ヨて花馬以後のおハします武義の入間川の陣へ駐ニ来る云々

一 素服（ツヽ）といハ父母妻子ニ不の死ニ逢る時かゝるこの時不着る裝束ニ則喪の服ニ是をつぢろもと云也本ハ麻かつゞを用ひて織ておひきその皮の糸ヨておりたる麻布を用る後ハ麻布を用るを不ふ有ル所ニ云ふ素ニ白色ニてうすき深紫かゝ云この時ふる布あるく麻衣服を云ふ云薄墨色ニ云ふるハ一かゝぬ色ニ素の字ハシロシともスナホともよむ字ニ素服ハシロキ心ヨりハ

ゑ〳〵をかゝ心まてとりかざりかき心こ居服
の服も凶衣服を居る事を云こ　うすしみをハ
とも云へかゝ書このさゝるを書るべしと云　黄色に玄色
黄色の衣服ハいまゝしき之常ハ居べからず

一　死人の額ハ白紙を三角ゝてあつるなり
年中行事の絵巻物の図ハ凶事ハ涙る時ハて
紙〳〵き者と居ゆるう悪き三角ある物を額ハ
あてゝる絵を見つゞきたり是ひゝ元ゞ〳〵と云
物なるべ〳〵　西行法師の歌ハ「篠ためて雀子
もるおのゝうハ〳〵ゝる元ゞ〳〵の布〳〵けるのなと
よゝり　大木抄　考ハ悪き紙を大て作る死人

ハ白紙すて作る用たるべ元ゞ〳〵の代ゝるべ
清水納言枕草子ゝ書ゝ人ゝ書ゝ物と云新ハ法師
陰陽師の紙かゝり冠　ゝしてもゝ〳〵たるゝあり又
宇治拾遺物語ハ書六　播磨國ゝ法師陰陽師
の紙冠を居て　撥　ハラヒ　もるを因花上人寂心と云僧の
とゞめたる事云元ゝ居も額元ゞ〳〵元

一　切腹　セツフク　の事日本紀以下の國史ハ自殺〳〵る人の
元〳〵たるハ皆自　縊　ミヅカラクビ　もて死〳〵ゝびを　くびる　或ハ水ハ火を放
て滅死〳〵ゝるハあれとも腹を切るゝ元元ず上
古ハ切腹ハ〳〵保元物語ハ源朝世八ゝて家の

中柱よりしろをあてゝ腹うき切りされども死ふ
わずうしろの骨をふつと切てそのうりなとゝ
ゝ武士勇業を人ゝ見すべきなり
に腹を切る事、始りしあるべゝ其命じて臣ゝ切

腹